

消費者委員会新開発食品調査部会
(第13回)
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会新開発食品調査部会（第13回） 議事次第

1. 日時 平成25年6月28日（月） 14:00～15:55

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

（委員）

石綿委員、大野委員、川戸委員、久代委員、栗山委員、古野委員、
清水委員、田島委員、手島委員、戸部委員、中村委員、山崎委員

（説明者）

消費者庁 食品表示課

（事務局）

原事務局長、小田審議官、新開発食品担当

4. 議事

（1）開 会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新規諮問品目（3品目）】

1）旨み豊かなしょうゆ（花王株式会社）

2）食事と一緒に十六茶W（アサヒ飲料株式会社）

3）緑で応援 キトサン大麦青汁（株式会社東洋新薬）

（3）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（4）閉 会

《 1. 開会 》

○原事務局長 それでは、皆さん、おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、「消費者委員会新開発食品調査部会」の第13回の会合を開催いたします。

本日は、寺本委員と山田委員が御欠席との連絡をいただいておりますが、過半数に達しており、本日の部会が成立いたしますことを御報告いたします。

参考人といたしまして、独立行政法人国立健康・栄養研究所から食品栄養表示研究室長の山内先生に御出席をいただいております。

議事に入ります前に、4月25日付で新開発食品調査部会の委員に御就任されました古野純典委員が御出席されておりますので、御紹介させていただきたいと思えます。

一言、御挨拶をお願いできればと思えます。

○古野委員 ありがとうございます。健康・栄養研究所理事長に4月から赴任しております古野と申します。よろしくお願ひします。ざっくばらんな人間ですので、よろしくお願ひします。

○原事務局長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、申請品の説明につきましては、消費者庁食品表示課からお願ひしたいと思えます。

配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。

議事次第の下に配付資料一覧を載せておりますけれども、資料1といたしまして、新規諮問品目に関する「申請品概要資料」。

資料2が「報告書（案）」。

資料3が「答申書（案）」。

資料4は、報告案件ということで、これは消費者庁から御準備いただいた資料になります。

参考資料といたしまして、特定保健用食品一覧表、最新のものをおつけしております。

また、後ろのテーブルに各品目の審査申請書などの審議資料を御用意しておりますので、適宜、御覧いただければと思えます。

不足がございましたら、途中でお申し出いただければと思えます。

なお、配付資料や審議内容については、公開を前提としていない情報も含まれておりますから、お取扱いには御注意をさせていただきたいと思えます。

では、田島部会長、議事次第をどうぞよろしくお願ひいたします。

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

○田島部会長 では、審議に入る前に、本日の審議品目に関して、申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と、申請書類に対する委員の関与について、確認しておきたいと思えます。

事務局からお願いいたします。

○事務局 申し合わせに基づいて、今回の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて、事前に確認させていただいたところ、審議に御参加いただけない委員はいらっしゃいませんでした。

また、申請資料に対する関与についても、該当する委員はいらっしゃいませんでした。報告は以上でございます。

○田島部会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等ございますか。

それでは、審議を行いたいと思えます。

(1) 旨み豊かなしょうゆ

○田島部会長 初めに新規諮問品目でございます。

申請者は花王株式会社、申請品目は「旨み豊かなしょうゆ」でございます。

まず、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 それでは、資料1の1ページをお開き願います。

商品名は「旨み豊かなしょうゆ」、申請者は花王株式会社です。

保健の用途といたしましては、「柑橘類生まれのポリフェノール（モノグルコシルヘスペリジン）を含むので、血圧が気になる方に適しています。通常のしょうゆに替えて、お使いいただくことをおすすめします。」となっております。

関与成分といたしましては、モノグルコシルヘスペリジンとなっております。

1日摂取目安量当たりの関与成分量としては、17.9mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量は、「1日約10ml（2袋）を普段ご使用のしょうゆに置き換えてお使いください」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではございません。本品は10ml当たり約1.0gの食塩を含みます。多量摂取しますと食塩摂取量が多くなりますので、ご注意ください。また、本品10ml当たり約250mgのカリウムを含みます。高血圧症の治療を受けている方、カリウム制限のある方、腎臓病等の方、妊婦、授乳婦の方は医師にご相談ください。」となっております。

食品形態はしょうゆ加工品となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

モノグルコシルヘスペリジンを関与成分としておりまして、血圧の高めの方に適する。ただ、しょうゆでありますので、当たり前ですが、食塩含量が高いというので、摂取する上での注意事項にその旨記載があります。カリウムがあるので、カリウム摂取制限、腎臓病等の方には、「医師に御相談ください」という注意事項がございます。

それから、同じようにしょうゆの形態で、血圧の高めの方に適するという商品がございました。その際は、「血圧が高めの方は減塩が基本です」という摂取上の表示を明確にするようお願いいたしました。同時に、宣伝広告に当たっても、消費者が誤解を持つことがないように配慮が求められるということで、事業者に対してその旨、を発出しております。そういうことも念頭に置きまして、御審議をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願います。

古野委員。

○古野委員 私が腑に落ちないのは、科学的な有効性、安全性についての説明は特にないのですか。それを受けずに、もう承認ということになるのですか。

○田島部会長 この部会の下に調査会が設けられておりまして、調査会で審議を経てきておりますので、科学的な根拠に基づき検討、安全性や有効性の効果についての検討はもう既に調査会で十分御審議を経てきているものとして、その上で、この部会ではその最終確認という位置づけでございます。

○古野委員 私は資料を見ていて、科学的に信憑性があると判断されたということを誰が検証しているのかなとふと思ったのですけれども、ここでは、そういうことも無視されていいのですか。

○田島部会長 それは第一調査会で確認したと。

○古野委員 了解です。

○久代委員 きょうは寺本委員が欠席なので、代わりに私が報告させていただきます。

これは、正常高値あるいはI度高血圧の方を対象にして、12週間の二重盲検試験、ヘスペリジンを含まない対照食品、見分けがつかないような対照食品と二重盲検試験で2点以上で有意な降圧が認められている。査読者のいるジャーナルに投稿されております。それから、3倍量摂取試験を行われていて、安全性も特に問題はなかったということで、第一調査会では、有効性と安全性はおおむね問題はないだろうという結論になっております。

○田島部会長 ありがとうございます。それでよろしゅうございますか。

○古野委員 腑に落ちない点はあるけれども、それは触れないことだったら、触れません。時間がもったいないでしょうから。

○久代委員 よろしいでしょうか。第一調査会で、試験のときには、論文化されたときには400mlのペットボトルで行われて、それで10ml、小分けにして行うということでした。

この食品は、必要でない人まで使わなければいけないことが起こるかもしれないということで、より個別なデザインということで、5mlの2袋という形。これはこれで試験の報告されたペーパーと違うけれども、より個別になったので問題ないだろうということになっております。

それから、前回のときも少し問題になりましたけれども、1日の目安量が10mlになっていて、これは調理を含めたしょうゆの使用量がもたになっている。10ml使わなくてもいい人が10ml使わなければいけないのかどうかということも、もう一度、話題になりました。これについては、これは減塩しょうゆになっていますので、10ml以内で済む人は、あえて10ml使うということを強調しなくてもいいのではないか。その辺のところはきちんと啓発されていれば、より個別なデザインで、既に8mlが通っていますので、この10mlもそれに準じていいのではないかという結論になったわけです。

○田島部会長 ありがとうございます。

どうぞ、古野委員。

○古野委員 私ばかりがしゃべって申しわけないのですけれども、減塩、減塩と言っているけれども、この特殊な物質が有効だから、これは血圧にいいのですと。40%カットだから、2倍ぐらい使っても普通の生活には差し障りないだろうと、普通の人は思わないですかね。健康食品だから、多めに使って普通の人のしょうゆの使い方と同じになりますと。そういう安心感を反対方向に与えるのが、よくないのではないかというふうに思いました。

○久代委員 そういうことがないように、特保の意義というのは、主食、副菜のバランスをとりながらということの基本にしてこれを使っていただく。例えばコーラももう認可されて、おせんべいも通っています。こっちのコーラよりはこっちのコーラを使ったほうがいいでしょうというスタンスで、それを使ったからたくさんコーラを飲んでいいというデザインではないので、こちらのしょうゆをお使いになるよりはこちらの減塩しょうゆで、ヘスペリジンが入っているほうが、血圧が高めの人に対しては一応有効性は確認されている。そういう形で使っていただいて、これをどんどんたくさん使えばもっと健康増進になるというスタンスの食品ではないというのは、すべての特保食品に共通したことだろうと思います。そういう認識で私たちは審査しております。

○田島部会長 摂取する上での注意事項に、その旨記載してあるということですね。

どうぞ、栗山委員。

○栗山委員 ここの審査基準とか第一調査会の判断基準というのは、皆さんがそう思って審査していらっしゃるの、わかるというか、再三再四、この委員会の委員であればそういうふうに何度も説明されているので、そうなるのですが、これを買う側の人、しかも、血圧の高くてこれを買う人たちはどう思って買っているのかということは、やはり調査する必要があると思っています。

○田島部会長 そうですね。宣伝広告に当たっては注意して消費者に誤解されないようにと、事業者に対しては言えますけれども、一般消費者に対してどこまでそういう趣旨が徹

底しているかというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。特保の在り方自身の問題にも波及すると思います。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 「事業者に対しては言えるけれども」というふうに部会長はおっしゃいましたが、言えないのが現実です。言えていないのが現実ではないでしょうか。と、私は感じているのですが、言えることは言っていらっしゃる。でも、本当に伝えたいこと、本当に変えてほしいことまで届かないと私は感じています。もちろん、特保の在り方というのを検討していただければ、本来はそうであると思いますが、国民の健康のために、よりこういうものを広めていこうとか、認可の範囲を広げていこうという動きや発言もある中で、基本的なものに立ち返って、こういうふうに言って、血圧の高い人が安心してしまう世界をつくっていかないだろうか、というところを考えてみる必要はあるように思います。

○田島部会長 先ほど、事業者に対して申入れができると言ったことは、前回、御審議いただいたキッコーマンさんのしょうゆについて、文書を事業者に手交しております。今回もし御承認いただいたならば、同じようなことをしたいと考えております。

どうぞ。

○大野委員 私も、このものが塩化ナトリウムが少ないということで、塩味の好きな人は大量に使ってしまうのではないかと。減塩しょうゆの場合と同じですけれども、それはちょっと危惧していたのですけれども、資料を読みますと、食塩代替物の探索、処方開発というところで、塩味のところでほかのいろいろなしょうゆと比較しているんですね。このものについてはカリウムを多めに添加したということだと思いますけれども、塩味という意味では普通のしょうゆと変わらないという結果が出ています。ですから、これを使用した人が、塩味が足りないからといってたくさん使ってしまうとか、そういうことは、このデータを信じれば、ないのではないかとこのように思います。そういうところで非常に工夫してあったのではないかと考えています。

ただ、私が気になったのは、カリウムを添加することによって、高カリウム血症とかそういう人に対する副作用です。注意事項の中にも、高血圧症の治療を受けている方とか、カリウム制限のある方とか、腎臓病等の方は医師に御相談くださいと書いてありました。私がそこで特に気になったのは、腎臓病等というところです。「等」という曖昧な表現はこういうところに使うべきではないのではないかと。

それから、私は医師ではないのでちょっとわからないのですけれども、カリウム保持性の利尿薬というのはあるわけです。その副作用として高カリウム血症が有名なわけです。そういうのが、うっ血性心不全とか、そういうところに表示されているわけで、うっ血性心不全が腎臓病の結果として出るのだったら、これでカバーされていると思いますけれども、もし、それとは独立に出ている病気だとしたら、この表現では足りないのではないかと考えました。

○久代委員 この食塩の含有量ですけれども、おっしゃるように、普通は 1.4～1.6 g、10ml

に入っているのが1gになっている。それを補うためにカリウムを補ったということになっています。カリウムは250mgですから、7mEqぐらい。それほど多い量ではないと思いますがけれども、ACE阻害薬とか、アンジオテンシン受容体拮抗薬を飲んでいる人とか、腎機能障害のある人はやはり気をつけなければいけないということは、注意喚起できちんとしておいたほうがいいと思います。

それから、古野委員がおっしゃったように、本当はしょうゆをたくさん使いたいけれども、いろいろ言われてしょうゆを抑えている人が、「このしょうゆだったら大丈夫」と、たくさん使われてしまう懸念はないわけではないと思います。こういう特保商品がどのように使われているかという実態調査を含めて調べていただいて、当初の目的に沿った使い方がされているかどうかということも調べていただいたほうがいいのではないか、ということも第一調査会では話題になりました。

○田島部会長 確かにそのとおりですね。大野委員がおっしゃったように、「腎臓病等」というのは私もちょっと気になりますけれども、注意事項で腎臓病等の方という表現をした商品というのは、今まであるのでしょうか。消費者庁、どうですか。資料を全部見ればわかるのかもしれませんが、もしおわかりでしたら、お願いします。

○山崎委員 ちょっとよろしいですか。調べていただいている間に時間かせぎで話をさせていただきます。ほかの委員の先生方が言われたのは確かにもっともだと思いますが、一つは、すべてを書き込むことがスペース的に無理だと思うのと、それと、ナトリウム、カリウムの摂取制限をしないといけないいわゆる病人の人は、本来は医師がきちんと管理をしているはずというふうに私は信じたいです。医師がちゃんと患者をコントロールしているのであれば、患者はその商品を必要な情報が書かれているだろうという目で見ると思うのです。そういう目で見ると、情報はちゃんと書かれているというふうに私は判断しました。

例えばナトリウム量、カリウム量は、外箱のパッケージですが、成分分析表としてきちんと書かれております。数字でないところでも、「カリウムを含んでいます」とか、「食塩の摂り過ぎは高血圧の原因の一つになります」とか、一応書かれていますので、ポイントは押さえているだろう。いろいろな病気に関しては、大野委員がおっしゃるように、懸念すべき病状は私は幾つもあると思っていますが、主要なものだけでも全部書いたらかなりの量になってしまうので、これも無理だと思います。

そうすると、成分として何がたくさん入っているということを明確に書いて、あとは消費者の自己管理といいますか、意識の高さに期待するしかないのではないかと思います。これは特保の問題ではなくて、栄養バランスをどうするかとか、食事のコントロールをどうするかという、食生活そのものの管理の問題になってくるので、ここの審議の範囲を超えてしまうのではないかというふうに私は思っています。

○田島部会長 ありがとうございます。医師にかかっている方でしたら、当然、医師に、しょうゆがあって使っていいでしょうかというふうに相談するだろうと。相談すれば、医

師が表示をよく見て、こういうふうに使いなさいと指導するだろう。そうすべきだと、そういうお話でございます。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 医師にかかっている、相談しながら使うというのであればそうだと思います。それが望ましいことも当然です。ただ、皆様はこちらのほうばかり見て、と言っては申しわけないのですが、現状こういう食品がどう使われているか。書かれているものを私たちは一生懸命見ているのですが、どう利用されているというか、どういうふうに表示されて買う側の人に伝えようとしているかということに、もう少し目を向けていただけないでしょうか。医師と相談しながらということではなくて、お医者さんに言われてびっくりしたけれども、こういうものがあるからこれを使えばいい、みたいに使われているのが現実ではないでしょうか。

本来そうあるべきというのは当然で、そのことを話し合うのはこの委員会の内容かと言われると、そうではないだろうと思います。でも、被害に遭うというか、これを信用したために医師へのアクセスが一步遅くなるとか、そういう状況が生まれてこないでしょうか。そこまで私たちが考える必要がないと言われればそうだと思います。でも、こちら側から出た数字だけを見て判断をするのは、将来の日本の国民全体にとって危険ではないかというふうに思っています。でも、これが話し合う内容でないとおっしゃるのであれば、それはおっしゃるとおりです。

ただ、私が一般の市民として唯一ここにいる存在なので、教育も、十分な情報提供もされていない人間にとっては、医者に行かなくてもいい、薬を飲まなくてもいいというふうに考えがちであるということ、この書類を決して見ることのない立場で申し上げたいと思います。

○田島部会長 ありがとうございます。その問題は、特保あるいは健康食品全般について常に話題になるところで、特保を飲んでいれば、あるいは、健康食品を摂取していれば医師にかからなくても済むのではないかと、そういったことを消費者が誤解してしまう。それが非常に怖いということで、1月に消費者委員会が健康食品の在り方についての建議を出しましたけれども、その建議でも一番話題になったのはその点でございます。健康食品をこれ以上進めると医師にかかる機会を喪失してしまうおそれがあると。

その問題は非常に大きな問題なのです。部会での審議は、狭い意味で特保に申請があった商品についてその可否を決めるもので、特保制度そのもの、健康食品の在り方そのものについて審議するのは、親委員会の消費者委員会の仕事ではないかと感じております。

戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 私も、こういった新しいカテゴリーの商品が実際どういうふうに使われるかということは、やはり販売後の調査として必要だと感じています。先ほど、血圧の高い人がおしょうゆをたくさん使うのではないかとことを言われましたけれども、この商品のデザインとして、そんなにジャブジャブかけられるような商品形態ではない。5mlの包

装になっているというのは、一つの正しい使い方を誘導しているデザインになっていると思いますので、実際これを市場に出したときにどういうふうに使われているか、ということを確認することが必要なことなのではないかと思いました。

○田島部会長 ありがとうございます。複数の委員から、商品が実際に市場に出たその後の消費者の使用実態について、フォローすることが必要だと。そういう御意見が出ております。

ほかにございますか。

○大野委員 確認しておきたいのですが、この特保というものは、医師にかからない、薬剤師にも相談しない。そのもとで購入できるというのが前提なわけです。これを買うために医師なり薬剤師に相談しなくてはいけないということは、本来あり得ないわけです。ただ、そういう相談しなくてはいけない状況についてはきちんと表示しておくというわけですね。だから、表示しておくところについてはきちんと書いておかないと間違える可能性がある。それは、一般の人を過剰に信頼してはいけないと思うのです。いろいろな人がいますから。

そういう意味で、先ほどの「腎臓病等」というところは、医師に相談しなくてはいけない状況というのは明確に書いておいてもらいたい。先ほど私が言ったうっ血性心不全とかそういうのは、場合によっては、カリウム制限をしなくてはいけないという条件に入っているのかもしれない。それでしたら、それでもう書く必要はないと思います。ただ、独立した項目で、お医者さんに相談しなくてはいけないような疾病があるのだったらそれは書かなくてはいけない。そういうことです。

○田島部会長 消費者庁、「等」についての調査は終わりましたか。

○食品表示課 作用機序が違うので全く同じ議論はできないかもしれませんが、血圧に係る保健の用途の商品の中で、「腎不全のある方は医師と御相談ください」という注意喚起をされているものは多数ありますが、腎臓病等という形で「等」で括られているものは、今、見た限りではちょっと見受けられていない状況でございます。

○田島部会長 ということです。そうすると、この商品の「等」は取るべきですかね。どうでしょうか。

○大野委員 特に「等」を入れたときに、こういったものが頭に入っていたとか、このところはわからないとか、そういうことが下の調査会とかそういうところでなければ、それは取ったほうが良いと思います。

○田島部会長 消費者庁。

○食品表示課 許可品一覧表の41ページをごらんください。腎臓病とは異なる文言ですが、41ページの一番上の5つの品目で、摂取する上での注意事項の欄に、「胃潰瘍や肝障害等の疾患のある方」という表現のものはございます。

○田島部会長 「等」が入っていますね。

どうぞ。

○古野委員 済みません。検討されている途中で質問ですけれども、先ほど部会長がおっしゃったキッコーマンの血圧絡みのというのは、何ページのどれに対応しますか。

○食品表示課 41 ページの一番下のものになります。

○田島部会長 「まめちから大豆ペプチドしょうゆ」です。この場合は、「腎機能が低下している方及び高血圧症の治療の方は医師に御相談ください」ということで、こちらは等に入れていませんね。

○久代委員 腎臓病というよりも、腎機能が低下していると。カリウム排泄予備能が落ちているという意味では、こちらの言い方のほうが適切のように思います。

○田島部会長 栗山委員。

○栗山委員 よくわからないのですが、例えば肝障害等という、病名と障害というのとはどうなのでしょう。関係ないのですか、この違いというか。単なる質問ですが、病名に等をつけるのと、障害等というのとは、何かちょっと違う感じがします。だからどっちならいいという意味では、全然ありませんが。

○田島部会長 私も医師でないのです。

○栗山委員 済みません。ここに医師の方というのはいらっしゃらないのでしょうか。

○古野委員 いますよ。私も医者です。

○栗山委員 医師抜きで議論されていては大変ですね。

○古野委員 下部機関はどういうふうに評価していたのですか。その辺が問題ですね。一回、下部で十分検討したからここで承認しろという姿勢が、私は間違っているような気がします。効果とか副作用とか、そういう点も含めてここで議論されるべきだと思いますけれども、部会長はそういう話ではないということですので、従いますが。それで、下部の委員会での結論はどうなっていたのですか。

○久代委員 かなり前なのであれですが、「マインズ黒酢ドリンク」は「胃潰瘍や肝障害等の疾患のある方」となっていて、どういういきさつで「等」が加わったか、記憶に定かではありません。済みません。

○大野委員 ちょっとよろしいですか。私、「等」のところで申し上げようと思って来たので、調べてみたのですが、日本語として等を使う場合、AとB等と言うときに、AとBも含めて「AとBなど」という、両方しか入っていない等の使い方と、それ以外にもいろいろあるときに等と使う場合と、両方あるんですね。41 ページの最初の5行ぐらいに載っているのは、胃潰瘍や肝障害、その2つについて「等」と言っているような感じに読めます。

ところが、きょうのものについては全然違うものが並べてあるので、腎臓等と言うとき、それ以外にも何か病気があるのではないかと。そういうふうに読めてしまうわけです。それで気になったわけです。ただ、広辞苑で見ると、「等」というのは、それ以外にもいろいろあるときに、それをひっくるめて使うということになっています。

○田島部会長 腎臓病以外の病気も含めて「等」というのが一般的な日本語の使い方だと

ということで、広辞苑に「他のものも含める」というふうになっているのだと思います。

いかがでしょうか。「等」を取らせる、あるいは、このままでよろしいか。

○古野委員 久代委員がおっしゃったように、まめちからの「腎機能が低下している方及び高血圧症の治療を受けている方」と、このほうがわかりやすいです。だから、これに変えたほうが統一性があると思います。

○田島部会長 申請者の方は、まめちからに等という表示がされているのは知りませんから、独自で摂取上の注意を書いてきたので、まめちからにならって書き直せということ、この部会で事業者に訂正を求めるということはもちろんできます。

どうぞ。

○戸部委員 記憶が確かでなくて申しわけないのですが、まめちからのときに、注意表示のどれかを正面に書きましょうという話をしませんでしたか。もし同じようなことであれば、今回のものも正面に書かなければいけないのかなと思ったのですが、まめちからのときに、何を正面に書こうという話をしたかが覚えていなくて、済みません。

○食品表示課 そのときには、「血圧が高めの方の食事は減塩が基本です」という注意喚起を正面に書くようにという議論がありました。今回の品目は、概要版の中に表示見本が入っていますけれども、外箱の正面のところに、黒字に白抜きで、文言は違いますが、食塩の摂り過ぎには気をつけてくださいという旨の注意喚起はなされております。

○田島部会長 表示見本がありまして、表側に食塩の摂り過ぎには云々、裏面に摂取量の注意というのが細かく書かれています。

どうぞ。

○手島委員 この表現ですけれども、「食塩の摂り過ぎは高血圧の原因の一つとなりますので、摂取低減に努めましょう」という表現よりも、まめちから大豆ペプチドのときの、「血圧が高めの方の食事は減塩が基本です」というほうがダイレクトかなという気はします。特に血圧が高めの方が、しょうゆの摂取を下げるというのを念頭に置くとすれば、まめちからのときの表現のほうがよりダイレクトな感じはしますが。

○田島部会長 確かにそう言われれば、そのとおりですね。

そうしますと、摂取上の注意の記載について、再検討なさいと申請者に申し渡すということですかね。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 私は、減塩に努めましょうという、余計なお世話というところはあるのかもしれないのですが、こっちのほうがダイレクトのような気がします。単なる感覚の違いなので、わざわざ言うのも何ですが。

○手島委員 今回の表現のほうが、目的は「血圧が気になる方に」ということですがけれども、より一般の人に対しての注意喚起という感じはいたします。

○栗山委員 血圧の高めの人ということでは、先生のおっしゃるような感じになると思うので、一般の人がこれを使う、お値段のこととかもあるので、どうなのか。別に一般の

人が使っても悪くないわけですね、これは。

○手島委員 そうですね。

○栗山委員 読み方がよくわからないのですが。

○久代委員 まめちからは8mlのパックに入っていて、8mlを継続的に摂取すると血圧が下がることが確認されている。実は、8ml摂らなくてもいい人が、4とか6で済む人が、8を摂らないと血圧が下がらないので摂りたいと言ったとき、栄養士がどう答えるかというときに、目安を守るよりも減塩を優先してはどうかという言い方で、こういう言い方が入ったのではないかと私は理解しています。この言い方は、私はとてもいい言い方だと思うのです。目安量にこだわらないで、もし少ない量で済むなら、そちらのほうがいいですよというニュアンスを含ませたほうがいいように思うので、まめちからの言い方のほうがいいような気がします。

○手島委員 わかりました。

○田島部会長 どうやら申請者の言ってきた摂取上の注意は余り適切ではなくて、むしろ「まめちから大豆ペプチドしょうゆ」の摂取上の注意のほうがより好ましいといった御意見が強いようですが。

栗山委員。

○栗山委員 それでいいです。これを認可するとか、しないとか、そういう話ではなくて、表記の問題としてはそちらで結構です。

○古野委員 もう一つ、よろしいですか。これのリファインとか、製品名の「旨み豊かな」の旨みというのは、何か検証しているデータが出ていたのですか。ほかのしょうゆよりも旨みと。官能テストをしているデータが提出されていたのですか。そこがだましているのではないかという気がしたのですが。リファインがなぜつけられているのですか。「旨み豊かな」というのは何と比べているのか。ほかのしょうゆも旨みは十分ある。ほかに減塩しょうゆというのはいっぱい売っていますね。旨みは十分あります。その辺はどういうふうに検証されたのか、ちょっと教えてください。

○田島部会長 例えばグルタミン酸の量が多いとか、そういうデータがちゃんと検証されているのかどうかというお話です。第一調査会ではそういったことは議論になりましたか。

○古野委員 いや、ここは単純に、ざっくばらんにというのはそういう意味です。消費者をだますような表現でないか、ということをお心配しています。

○久代委員 第一調査会では、これは一つの商品名としてとらえていて、旨みが検証されているかどうかということについてまでは討議されませんでした。

○古野委員 この資料を見る限り、何もそういうことのデータは示されていなかったですね。

○田島部会長 山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 私もこの前までは第一調査会にずっとおりました。久代委員よりもむしろ長いくらい、厚労省時代からやっておりますが、商品の味に関しては一切評価はしていません

ん。味に関するキャッチコピー、あるいは、商品名の中に味に関するものを入れるのは、あくまで商品をつくっている会社の自由裁量なので、著しく消費者をだますものでない限りは企業の自主的な判断に任せるということで、審議対象にはしていないのが今までの状況です。

○田島部会長 そう思います。旨みが豊かでないものを旨み豊かだということによって表現して、問題があるとなったら、それは景品表示法違反で消費者庁の別の部署で問題になるようなことだと思います。

どうぞ。

○石綿委員 表示見本の大きい箱の右端のところで、「消費者庁許可の特定保健用食品です」の一番下に、食品成分とは別に「豊かな風味と旨みが生きています」という表示がある。この辺りは一つの「旨み豊かな」の説明材料になっているのではないかと思います。

ただ、この右端の表示は、特保食品ですということ、血圧が気になる方に「塩味そのまま塩分カット」、そこまではいいと思いますけれども、それと一律に特保の説明として「豊かな風味と旨み」というのは、並べ方としてはどうかという感じがしました。ただ、旨みとかそういうことに関しては、一通り、私はこれでよろしいのではないかという感じがします。

○田島部会長 栗山委員。

○栗山委員 ここの審議でないことも、ほかのところがちゃんと見ているはずというのわかりますが、そういうふう縦に切っていくと、トータルでどうかというところが抜けるのではないかと思います。ここで審議しろとは言いませんが、余りにもそれぞれの部会の審議でやっていって、我々の責任ではないということになると、もちろん責任の所在は最終的にはあるのですが、何か、こうやって審議というのは縦割りにされていくのかなど。一般消費者としては、最終的にもう少しトータルで見てくれないかなど思ったりしました。不規則発言ですが。

○田島部会長 どうぞ。

○古野委員 私も全く栗山委員と同じ考えであります。

○田島部会長 どうぞ。

○小田審議官 消費者庁に答えていただくのが適切だと思いますけれども、特定保健用食品の審議というのは、ある関与成分を付加したときに、それが有効かどうかということと安全性に問題がないかということの御審議をいただく。それを踏まえた表示になっているかということのチェックをしていただいていると思います。

広告宣伝とか商品名は、基本的に事業者の自由です。日本で販売されている商品の商品名を事前審査しているような機関はないです。事後的にそれが著しく誇大な表示かどうかというところは、景品表示法で消費者庁のほうでチェックされますけれども、事前にそれをチェックする機関はありませんので、縦割りということではなくて、これはそういうものではないというふうに割り切ってくださいと思います。

○田島部会長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 ごめんなさい。私は割り切れません。この中で、皆さん、これが消費者にどう受け止められているかというのを、本当に一度調査してみてくださいないでしょうか。余りにもここで審議されている内容と買う側の人間の思いが違うのではないかという不安を私はとても持っていますので、割り切れと言われると、私はこの場で適切な存在ではないとお答えするしかありません。無理です。

○田島部会長 非常に難しい問題でありますけれども、日本の政治システム全体のお話にもなってしまうかと思います。

古野委員、どうぞ。

○古野委員 もう一点。今、おっしゃった、A3サイズの12ページの大きな外箱表示見本で、消費者庁許可の特定保健用食品ですという根拠が2つあるわけですね。それは3つ目も含めるのですか。一番最後も。

○石綿委員 いえ、私はそれが気になるという趣旨で発言したのです。

○古野委員 ですから、含めないほうがいいですね。ここも外していただいたほうがいいということですね。

○石綿委員 いいのかどうか、ちょっと気になったもので発言しました。本質からすれば、一番下の「豊かな風味」と「旨み」というのは特保とは全然関係ない話ですから、ここに例えば1本、破線を入れるとか、あるいは別枠に持っていくとか、それが本来かなというふうに、強いて言えばそういうことです。

○古野委員 了解しました。

○田島部会長 清水委員。

○清水委員 先ほどの議論ですけれども、特定保健用食品は、体に影響を及ぼす、あるいは健康増進作用を持つことが期待される食品として科学的な証拠に基づいてつくられる、そういう理念で始まった食品だと思います。その「科学的な」というのは、実はなかなか難しいというのがだんだんわかってくるわけですが、一応、現在の自然科学のレベルで、これらの食品が果たしてどういう影響を持っているかをきちんと調べようということで、いろいろな分野の研究者が集まって、機能性、安全性を議論するのが調査会だというふうに私は理解しています。この部会で同じことをやるというのはやはり無駄があるわけですが、今までも、単にシャンシャンと下から上がってきたものをそのまま認めているわけではない。栗山委員はしょっちゅういろいろな問題を提起されますし、そういったことを考慮しながら、特に表示の問題とか、あるいは、特保としてのそもそも論的なことを議論しながら、こういう食品が本当に望ましいのかどうかということを一応考えて、また、調査会でも考えていただく。場合によっては、部会において、調査会の結論が引繰り返って許可されなかったという例も今まであったと思います。そういう意味で、部会というのはそれなりの意義があると私は思っています。

消費者がどう考えるかというのは、もちろん、とても重要な問題ですけれども、我々が

できることは、ここではやはり自然科学の立場でこれらについて評価するということができない。食品を評価するのであって、それを受け入れる側の消費者の問題にどこまで立ち入るかということは、能力的にもとても難しいものがあると言わざるを得ないと思います。

今のリファインの特保のところに書いてある3つ目の旨みの問題は、石綿委員がおっしゃったように、やはり上の2つとは違う話なので、特保ですと書いてある枠の中には私もちょっと違和感を感じますので、その辺は考える意味はあるのではないかと思います。そういう議論をこういう部会ではやって、よりよい表示に変えていくということで、一応それなりの存在意義はあるのではないかと私は思っております。

○田島部会長 ありがとうございます。

○原事務局長 一言だけ補足させていただきたいと思っておりますけれども、表示をした結果が消費者にどう受け止められているかというのは、大変大きい課題であります。ですから、消費者委員会ではいわゆる健康食品についての建議を出しておりますので、その中で、こういった表示が消費者にどう受け止められているかということも、きちんと調査した上での表示であるべきだという意見は出しておりますので、そういう問題意識は委員会として十分に持っていることはつけ加えておきたいと思っております。

○田島部会長 今までの議論で、この商品の安全性、有効性については御指摘が委員の先生からなかったということで、それ自身は余り問題ではない。ただ、表示事項、摂取上の注意の腎臓病等の「等」が不適切ではないか。あるいは、表示見本の右側の「旨み豊かな」という表現も少し違和感があるということがありました。

そういうことで、もう一度、申請者にこれまでの議論を伝えて、変更を求めることにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

戸部委員。

○戸部委員 それでは、一緒に確認をしておいていただければと思いますが、有効性と安全性について、最初はペットボトルだったけれどもアルミの小袋になったということです。保存安定性試験のデータ4-6-2のところ、これは賞味期限の設定根拠にもなっていますが、そこで、小袋の状態ではなくてペットボトルの状態のデータがあります。最終製品の形での保存安定性試験は必要ではないかと思うのです。そんな不安定ではないと思いますが、ルールとしてどうなっているのかというのを確認したいと思います。

○田島部会長 それは非常に気になっているところであります。そのデータについて、データを待ってもう一度審議すべきという御意見も多分あると思っております。ですから、それも含めて、もう少し時間がたってから、再審査をする必要はないですが、書類を整えて提出してもらおうということが要求できます。

○戸部委員 それがベストだと思いますが、あと3か月待つと。もちろん、そのスタンスは大事だと思いますが、これは□□□さんが製造場所になっているので、今までのデータで、ペットボトルとこういった小袋で保存安定性の相関がとれる期間で保証できるという

のであれば、それはそれで構わないと思います。要は、最終製品の形での考察が必要なのではないかという趣旨です。

○田島部会長 おっしゃるとおりですね。

○川戸部会長代理 前のまめちからのほうはどうですか。

○田島部会長 まめちからは保存試験はやっていたと思います。ペットボトルでの保存試験をしておりますから、そこでのデータが小袋で果たして実証できるのかどうかというエビデンスデータを出せば、それでも信用できますということです。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 今までも、保存期限前に審査されて、それで通っていたことというのはあるのですか。それが普通だったのですか。ごめんなさい。私、余りそこに気がつかなくて。

○田島部会長 それはわからないですね。

○栗山委員 問題ではないということですか。

○田島部会長 消費者庁、わかりますか。

○食品表示課 基本的には賞味期限の根拠となるデータが出され、審議されているところです。戸部委員のおっしゃったことについて、最終製品として賞味期限のデータを求めるのか、あるいは、ペットボトル製品との相関がわかるようなデータか、いずれにしろ、何かしらのそういうデータを求めることは可能です。

○田島部会長 保存試験を、賞味期限までやらなくても、それを十分担保できるデータがそろっていれば、それで承認をしていたということだと思います。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 容器包装の一般論を申し上げます。石綿委員がいる前でおこがましいのですが、ペットボトルと、小袋で使っているのは恐らくラミネートシールのパッケージだと思いますが、しょうゆの保存性を考える場合には、酸素透過性がどの程度あるかというのは非常に重要なファクターになるはずです。その場合、アルミを中にはさんだようなラミネートコーティングのほうが酸素透過性ははるかに悪いので、ペットボトルで大丈夫でしたらば、小袋は間違いなく大丈夫だというのは一般論としては言えます。光も小袋のほうが通しませんので、光酸化も起きません。

そういう意味で一応データは出してもらうけれども、データを待たなければ許可できないほど疑義が予想されるかということ、多分、問題ないと思います。あくまで形式論としてちゃんとデータを出しなさいと。そこでデータが不備だったら、取消しとか何らかの改善命令を出すことはあり得ますということさえ言っておけば、大丈夫だと思います。

○田島部会長 栗山委員。

○栗山委員 ペットボトルのほうはもう済んでいるということですか。ちゃんと期限を過ぎているということですね。

○山崎委員 そうです。

○田島部会長 石綿委員、どうぞ。

○石綿委員 この大きな紙の真ん中辺に原材料名表示がありますが、添加物の表示が「調味料（無機塩等）」と。特にこの商品の場合は、塩化カリウムは食品添加物ですが、塩化カリウムを使っているというのが一つの売りです。この表示で、山崎委員が詳しいのですが、分類としては調味料に入るわけですね。添加物の表示法としてはこれでよろしいですか。

○山崎委員 概要版の6ページを見ていただきたいのですが、原材料の配合割合というのが出ています。それを見ていただくと、これは明らかにしょうゆ加工品だというのがわかる内容になっています。上のほうは、グルコシルヘスペリジンは関与成分です。塩化カリウムは無機塩等になっているものだと思いますが、一番量が多いので、そう書いてありますが、その下、アスパラギン酸ナトリウムからイノシン酸云々までは、いわゆる調味料ですけれども無機塩類ではないのです。アミノ酸等とか核酸系のものなので、表示が必要になりますけれども、括弧書きの場合、一番多いものだけ書けばいいというルールになっているのか、2番目、3番目のものだけ書けばいいのかというのは、法律を見ないとちょっとわかりません。表示のルールは非常に難しいので、むしろ消費者庁のほうがよく御存じだと思います。

○田島部会長 私の理解しているところでは、「調味料（無機塩等）」で、無機塩の量が、一番多くて、アミノ酸は「等」に含まれるというふうに私は理解しております。

○山崎委員 一番多いものだけを書けばいいのか、2番目まで書けというのかがわかりませんという意味です。

○石綿委員 わかりました。ルールに従って表示していただければ結構だと思います。

○田島部会長 では、もとに戻りまして、有効性、安全性についての疑義は御発言はなかったのですが、表示について、もう一度申請者に訂正を求める。その際に、あわせて、保存試験をクリアーしていないことをペットボトルで保存試験をやって、それでアルミ積層フィルムの小袋のデータに代替し得ること、申請者がそれで大丈夫だということを言及した書類を出させる、そういったことで処理したいと思います。

問題は、これをこの場で再審議するか、あるいは、部会長に申請者からの訂正書類の判定を一任していただけるかどうかということですが、どういたしましょうか。次回は8月の二十何日に予定されておりますが、そこで再審議したほうがよろしゅうございますか。

どうぞ。

○手島委員 部会長に見ていただければよろしいかと思えます。

○田島部会長 一任ですね。

○手島委員 はい。

○田島部会長 というお声がございましたが、いかがでございましょうか。私がよく書類を見て、もしわからないことがあったら、山崎委員なり石綿委員にメールで御相談するというので、部会長一任と。

では、1番目の申請品目、「旨み豊かなしょうゆ」については部会長預かりということ

にさせていただきたいと思えます。

(2) 食事と一緒に十六茶W

○田島部会長 それでは、2番目の品目でございますが、「食事と一緒に十六茶W」、申請者はアサヒ飲料株式会社です。

消費者庁から御説明をお願いいたします。

○食品表示課 それでは、資料1、6ページをお開き願います。

商品名は「食事と一緒に十六茶W」、申請者はアサヒ飲料株式会社です。

保健の用途といたしましては、「本品は食物繊維（難消化性デキストリン）のはたらきにより、食後の糖の吸収と食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方や血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方の食生活の改善に役立ちます。」となっております。

関与成分といたしましては、難消化性デキストリンとなっております。

1日摂取目安量当たりの関与分量としては、食物繊維として5gとなっております。

1日当たりの摂取目安量は、250ml ペットボトルは、「お食事の際に1日1回1本を目安にお飲みください。」、500ml 及び2ℓペットボトルは、「お食事の際に1日1回250mlを目安にお飲みください。」となっております。

食品形態は清涼飲料水となっております。

本品は、既許可品の「食事と一緒に十六茶」「十六茶プラス」と同一処方、同一成分の製品です。「食事と一緒に十六茶W」は食後の血糖に係る保健の用途、「十六茶プラス」は食後の血中中性脂肪に係る保健の用途の食品で、今回は、その両方の保健の用途を許可表示とする申請となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

難消化性デキストリンは、規格基準型にもなっている成分ですので、有効性、安全性については問題ないと思えますが、いかがでございましょうか。御意見、よろしく願いします。

久代委員。

○久代委員 第一調査会では、「Wの働き」という表示が問題視されました。これは、血糖と中性脂肪それぞれ単独に試験をしていて、両方とも高い場合の評価がされていないので、Wの働きと書くと、血糖も高いし中性脂肪も高めの人が、両方とも効くかという誤解を受けるのではないかということで、「Wの働き」についてはどうかということが議論されました。

以上です。

○田島部会長 古野委員。

○古野委員 私もこれは、従来からの製品だから別に問題ないと思ったけれども、商品名にWと書いてあるから誤解するなと思ったから、審議官から、商品名は自由につけていいというので、何も問題はないですねと思ったのですよ。そこがちょっと矛盾するんですね。どうですか。

○久代委員 これは要するに科学的には、血糖が高いか、中性脂肪が高いか、どちらの場合でそれぞれ評価されていて、両方とも高い場合には十分評価されていませんということが、これを見た人がわかるかどうか。そういう誤解を与えるような表示はしてほしくないということで、「Wの働き」というのは少し問題なのではないか。そういう意味では商品名は、両方とも高い人に効きますという誤解を与えやすいというのが問題になりました。

○田島部会長 難しい話ですね。

○山崎委員 難消化性デキストリンの作用メカニズムから考えて、5g分だったらここまでしか吸着力がありませんという上限がはっきりわかっている場合は、両方の上限を突破してしまう量は吸着されないのですから、当然、吸収抑制がかからないという問題が起きますが、そこまでこういう特保に厳密性を要求するのかというと、私はそこまでは難しいのではないかと思います。別々の試験であっても、両方が同時に存在する人はいるかもしれないかもしれませんが、一応、食品というある程度曖昧なものなので、ダブルヘルスクレームをつけてもしょうがないというか、いいのではないかと判断した調査会の判断は、私は間違っていないと思っています。

○田島部会長 という意見でございます。例えば血糖値と中性脂肪両方高い人というのは、被験者としてもなかなか集められないので、試験を行わなかったのだと思います。

栗山委員。

○栗山委員 被験者として集められないのであれば、それをうたわわないでほしいと思います。それと、安全性と有効性を検討するのがこの会の役割であるならば、食品であるからとか、人が集まらないからというのは理由にならないのではないのでしょうか。

○田島部会長 効果を判定するときの試験設計のお話をしています。

○栗山委員 それはわかっているつもりですが、それが通じるのは本当のサイエンティストだけで、そういう意味では私はその判断能力がないですから、ここの委員としてふさわしくないで、発言するのはどうかなと思ったのですが、やはりいる以上は、違和感のあるものには違和感があると言わないと、私の個人としての役割が果たせないで、私の良心に果たせないで。済みません、役割ではないので。

○田島部会長 どうぞ、大野委員。

○大野委員 余分なことかもしれませんが、栗山先生がおられることは重要な意味があると思っています。これは座長が言う言葉かもしれませんが、この部会は、最終的に特保に関するものを市場に出すか、出さないかという判断であって、サイエンティ

フィックなレベルの議論も必要だし、一般の人の目でも必要だということで、栗山委員の意見がないと非常に片手落ちになるところもあると思います。そういうことですので、私は是非、発言をいろいろしていただきたいと思っています。

今回、気になったのは、Wの作用ということがありまして、それは疑問だということですが、すけれども、私は、「十六茶W」というのはWとは全然とらなかつた。そういうことを考えなかつたということです。それが一つ。

それから、このものの作用機序について、血糖値を上げないということの作用機序と、中性脂肪を上げないということの作用機序が別なのです。だから、独立してそれぞれの作用を検討したという臨床試験のほうは妥当ではないかと思いました。

ただ、「食事と一緒に十六茶W」概要、この資料の最初のページの作用機序のところに書いてあるのは、これは本当かなと思ったのです。「経口摂取された難消化性デキストリンは、上部消化管において吸収を免れて大腸に到達し、一部は腸内細菌によって資化される」、ここまではいいのですが、「また、小腸粘膜酵素に対しては活性を阻害せず、消化には影響を及ぼさないが、二糖類の消化によって生じたグルコースの吸収を抑制することから」云々と書いてあります。二糖類を分解してグルコースとかフルクトースに変えるところは阻害しない。でも、グルコースになったものの吸収を抑制するというのは、非常に疑問なのです。

この根拠となった論文は、1992年の若林さんという人の論文です。若林さんというのは松谷化学工業の方です。私はこの作用機序はどうも納得できなかったのですが、先ほど消費者委員会の方からいろいろ資料をいただいたのでは、2009年、17年たってから出た論文では、やはり松谷化学の人が書かれていて、そこでは作用機序は、「二糖類分解酵素に対する一時的な拮抗阻害作用、及び食物繊維の物理的な作用による吸収の遅延作用によるものと示唆されている」ということで、新しい論文での作用機序と違うわけです。論文の新しいのは二糖類分解酵素の阻害もあると。今回申請されたものは、新しいものを引用しないで古い論文を引用しているということで、何だろうと。ただ、PubMedなどで検索すると、この古い論文しか出てこないのです。その辺は、作用機序をもう一度確認していただければと思います。表示の問題とは違いますが。

○田島部会長 清水委員。

○清水委員 大野先生が言われた内容は、私も全く同じ気持ちでこれを読んだのですが、ここにある「二糖類分解酵素と連結した輸送経路」というのは、今はほとんど出てこない議論です。92年のころはこういう考え方だったのかもしれませんが、今はこれはちょっと理解しづらいです。二糖類が分解されてできたグルコースは通らないけれども、フリーのグルコースは通るみたいな話は、今のサイエンスでは理解できないところがあるので、ちょっと疑問なのですが、ただ、難消化性デキストリンの作用機序というのはいまだに釈然としないところがあります。

腸管内の移動速度を変えて輸送の速度を制御するという話があったり、先ほど言われた

ような糖分解酵素を阻害するというペーパーがあったり、いろいろなところに作用しているような感じなのです。それで、既にたくさん出ていますから、今さらこの説明に対して目くじらを立ててもしょうがないかなという気もしたのですけれども、92年というのは、今の腸管における吸収の理解から見ると少し古いかなという気がいたします。

○田島部会長 栗山委員。

○栗山委員 アレルギーの世界しか私は知らないのですが、20年くらいの中に、本当に病態から発症機序まで変わっているんですね。新しいものが出たのであれば、その知見によって判断されるべきであって、今までたくさん出ているからというのは、新しいものが出たときの根拠たり得ない。きょうから新しいエビデンスが出たのなら、過去に引きずられることなく、新しいもので判断していただきたいと思います。

○田島部会長 清水委員。

○清水委員 おっしゃるとおりなので、20年前の論文をあえてここでメカニズムとして提言するというのもう一度考えていただいて、最近の難消化性デキストリンの作用を整理して、そういうものを書いていただくほうがよろしいかと私も思います。

○田島部会長 これは第一、第二、どちらのほうで審議したのですか。

○久代委員 第一調査会では、機序は別として有効性は二重盲検試験で確認されているので、考察について書き直していただくことでよろしいのではないかと思います。

○田島部会長 有効性自身のエビデンスは十分あるので、構わないというお話ですね。

話を戻しまして、「Wの働き」というのが気になるといえば気になりますね。Wの働きと書きたいんですかね。確かに商品名、キャッチコピーの類について、事前審査の対象にはならないというお話もありますが。

○小田審議官 私が先ほど申し上げたのは、安全性とか有効性を審査していただいて、それに基づいた表示になっているかどうかということ。先ほど話題になっていたのは旨みというお話でした。旨みがほかの商品よりも十分確認できるのかどうか、こういうお話でしたので、それはないのではないですかと申し上げたわけです。ここの「Wの働き」というのはまさに有効性の話だと思いますから、ちゃんと根拠があるのかどうか、そこはご審議いただきたいと思います。

○田島部会長 「Wの働き」について、どうでしょうか。

○久代委員 私自身は、「Wの働き」とつくると、両方とも高い人に有効だというイメージを与えがちなので、「十六茶W」というのは商品名としては問題ないかもしれませんが、
「Wの働き」という作用まで言及する商品名はそぐわないのではないかと個人的には思います。

○田島部会長 では、これも事業者に、表示について再検討して申請し直していただくということで、いかがでしょうか。これも部会長判断でよろしゅうございますか。

○古野委員 いや、これも再審査でしょう。

○田島部会長 再審査ですか。

○古野委員 申請している根拠になっている文献的考察の要約とかに、信憑性がないわけですね。それでしたら、全面的な書類の書き直しではないですか。今の議論を踏まえると、そう思います。

○田島部会長 そういう御意見ですが、どうですか。

○久代委員 作用機序に関しては、例えば血圧に対する作用についても、厳格に確定的なものを今までは求めていないと思います。文献的根拠をもってその根拠を示すと。難消化性デキストリンに関しては最新の考察をしていただくということで、有効性については問題ないと思いますので、最近の考察をしていただく文献の差替えということであれば、再審査までは必要ないのではないかという気がします。

○古野委員 了解です。

○田島部会長 よろしゅうございますか。

それでは、部会長預かりという形にさせていただきます。

(3) 緑で応援 キトサン大麦青汁

○田島部会長 3つ目、最後でございますが、「緑で応援 キトサン大麦青汁」、申請者は株式会社東洋新薬でございます。これも、キトサンといういわば実績のあるものが関与成分でございます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○食品表示課 資料1の15ページをお開き願います。

商品名は「緑で応援 キトサン大麦青汁」、申請者は株式会社東洋新薬です。

保健の用途といたしましては、「本品は、コレステロールの吸収を抑え、血清コレステロール、特に悪玉(LDL)コレステロールを低下させる働きのあるキトサンを配合しておりますので、悪玉(LDL)コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立ちます」となっております。

関与成分といたしましては、キトサンとなっております。

1日摂取目安量当たりの関与成分量としては、1140mgとなっております。

1日当たりの摂取目安量は、「1日3袋(9g)を目安にお召し上がりください」となっております。

摂取をする上での注意事項は、「摂り過ぎ、あるいは体質・体調により、一過性の膨満感を覚えることがあります」となっております。

食品形態は粉末飲料となっております。

本品は、申請者の既許可品「りよくこう青汁キトサンイン」の類似品です。既許可品か

ら関与成分の配合割合を変更し、許可表示に LDL コレステロールを追加したものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○田島部会長 御意見をどうぞ。

○山崎委員 LDL をつけること自身は、データの中に LDL が下がっているというペーパーがあったので、それでいいのかなというふうに思いますが、LDL の別名として善玉・悪玉という言い方が、私が学生だったときには確かに使っていましたが、今はもはや使わないので、この括弧書きが妥当かどうかというのは再検討したほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

○久代委員 第一調査会でもそれが問題になりまして、「悪玉 (LDL)」「LDL (悪玉)」と。今まで、その両方とも表示が認められて出てはいます。でも、悪玉を大きく書いて、括弧に小さく LDL というのは、少し問題かなという意見は出ておりました。

もう一点、第一調査会では、「キトサン (カニ由来)」と書いてありますけれども、アレルギーの可能性があるのではないかということで、そのところをきちんと、アレルギーを起こす可能性があるということを表示したほうがいいのではないかとすることがありました。

以上です。

○田島部会長 エビ・カニ由来のキトサンを使っていれば、当然、アレルギー表示は必要ですけれども、微生物由来のキトサンはアレルギー表示はしなくてよろしいということになっています。

悪玉の話ですが、最近、一般誌などでも悪玉・善玉という区分は妥当ではないということが言われている。素人の人も悪玉・善玉というのは最近は使わなくなったというのは、かなり知られている話ではあるので、何でわざわざ保健の用途に悪玉という言葉を使用したのかというのは疑問ではあります。

ほかの先生から、御意見をどうぞ。

○大野委員 私も山崎先生と同じような意見ですけれども、LDL も生理的な役割があるわけなので、それを十把一からげに悪玉と言うのはおかしい。悪玉というのは、わかりやすいから授業では使うことがあると栄養の先生に伺いましたけれども、そういうことを行政的な文書に使うのはまずいと思います。

○田島部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 ちょっと素朴な質問をさせていただきたいのですが、キトサンというのは成分で、大麦若葉というのは食品名だと思いますが、青汁というのは何の名前ですか。青汁の定義があるのでしょうか。

○田島部会長 青汁は定義はないです。ただ、一般の人は、青汁と言うと緑黄色野菜の搾汁を連想しますが、この配合を見ると大麦若葉が主成分なので、大麦の若葉を搾ったものを青汁と表現しているというふうに事業者に代わって御説明しますが。

○中村委員 青汁という健康食品のカテゴリーがあるようなイメージを、消費者は持っていますね。青汁、青汁と、今、すごく売っていますが、あれは何の名前なのでしょう。

○田島部会長 青汁は別に定義はない。一般に売られている健康食品は大麦若葉が結構多いですけども、いろいろな野菜、いろいろな植物の若葉を搾ったものを青汁と称して売っています。

○中村委員 ちょっと心配なのは、青汁に特保を出すと、青汁はやはりいいんだという話にならないですか。それともう一つ、青汁と緑黄色野菜の野菜ジュースの境目は何ですか。

○田島部会長 それももちろん、定義はございません。健康食品自身、定義がありませんから、「いわゆる健康食品」と「いわゆる」をつける。いわゆる青汁と。

山崎委員。

○山崎委員 中村先生が青汁をおっしゃったのですけれども、お腹の調子を整える商品の中には青汁は既にたくさん出ています。東洋新薬が、難消化性デキストリンを入れているいわゆる青汁商品を非常にたくさん出しておりますので、難消化性デキストリンの代わりにキトサンを入れたというふうに理解していただければよろしいかと思えます。

○中村委員 私はそれも以前から引っかかっているのですが、青汁という定義はしなくてもいいのですか。緑黄色野菜の定義のときに、成分表では、βカロテンの含有量で緑黄色野菜と一般の野菜を定義したと思えます。それと同じようなサイエンティフィックな定義は要らないのでしょうか。

○田島部会長 食品成分表のβカロテン600μgというのも、あれも四訂までの話で、五訂からはやめてしまったわけです。定義しにくいということで。

○中村委員 そうでしたね。

○田島部会長 ですから、食品のカテゴリーというのは、やはり「いわゆる」と。

○中村委員 「いわゆる」でいいのですか。

○田島部会長 石綿委員。

○石綿委員 ちょっと話は変わりますけれども、先ほど、キトサンでカニ由来でアレルギーと。カニと書いてあるから、私はあえてアレルギー云々ということはないと思えます。原材料名がわからないとき、例えば、納豆なんていうときに「(大豆)」という表示が必要になってくるのであって、ここにカニと書いてあればよろしいのではないのですか。

○久代委員 確かに、食品衛生法ではカニと書いてあればいいということで、ルールにのっとっているということでしたけれども、アレルギーを起こす可能性がある製品では、注意喚起をもっとしたほうがいいのではないかというのが第一調査会での議論でした。

○石綿委員 御意見、わかりました。ゴマは現在、まだ施行されていないですか。いろいろこれから出てくるかと思えます。

○食品表示課 ゴマは、現時点では推奨表示ということで施行されているものではございません。

○田島部会長 食品表示部会では、ゴマを推奨表示品目に追加するという答申を出しまし

たけれども、まだこれから施行です。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 私はアレルギーなので、先生方が言ってくださったら大変ありがたいですが、健康食品であってもきちんと表示はお願いできればと思います。ゴマは、これからいろいろな議論がされるのではありますが、推奨にも挙がることになっていますので、それも含めて御検討いただければありがたいです。

○田島部会長 どうぞ。

○川戸部会長代理 カニ由来のところを調べたら、表示のところですが、成分分析表のほうにはキトサン、カニ由来と書いていないです。原材料名にはありますけれども、こちらのほうが目立つので、できたらこちらにもカニ由来と書いていただきたい。一番右側です。熱量たんぱく質で、関与成分のところにはキトサンと書いてあるのはいいのですが、ここはない。

○石綿委員 右側の成分分析は栄養表示のほうの話ですが、でも、関与成分キトサンと書いてあったら、「(カニ由来)」と。

○川戸部会長代理 そうです。それだけを書いてほしいというだけです。

○石綿委員 それは一つの方法ですね。

○川戸部会長代理 こっちのほうが目立ちますからね。

○田島部会長 消費者庁。

○食品表示課 今の「(カニ由来)」の話について補足させていただきます。第一調査会では、表示見本の原材料名の欄に「キトサン(カニ由来)」と書かれているけれども、ちょっと目立ちにくいので、「目立つように」という指摘事項がございました。それを受けて、裏面の原材料表示、許可表示等がある表示欄の下に、※印で幾つか注意が書かれているかと思いますが、その中に太字下線で「カニの成分を含んだ原材料を使用しています」というのが今回新たに追記されている、という状況でございます。

○川戸部会長代理 でも、白抜きのところのほうが目立つから。

○田島部会長 どうぞ。

○栗山委員 安全性のための表示であるということ、書けばいい表示と置きかえられてしまわないようにお願いできればと思います。

もう一つ、別ですが、抹茶をすごく使っているんですけども、これのカフェインというのは問題ないでしょうか。健康食品でカフェインというのは別に義務ではないのですが、どう考えられますでしょうか。

○田島部会長 今のところ、カフェイン量は規制はないと承知していますが。

○栗山委員 はい、知っています。

○田島部会長 まとめますと、悪玉という表現、カニ由来という表現、これを再考していただきたいということを事業者に申し入れることになりませんが、いかがでしょうか。

○古野委員 その点は別に今のでいいですけども、中村先生が出された青汁の定義の結

論はどうなったのですか。

○田島部会長 青汁はいいのではないのでしょうか。私はそう思いますけれども、先生方の御意見はどうですか。青汁はかなり許可品でもございますので。

○古野委員 青汁は青汁だと。

○田島部会長 はい。

○中村委員 外国に紹介されるとき、青汁はどうやって訳すのですか。

○田島部会長 アオジルとは訳さないでしょうね。

○中村委員 ブルースープと訳すと、「何でグリーンをブルーにしたのか」という議論をさせられますね。少し余計なことを言いましたが、以前から少し気になり始めているのです。この制度全体を含めて。

○田島部会長

よろしゅうございますか。

それでは、キトサン、大麦若葉についても、表示をもう一度見直していただくということに。

○久代委員 ちょっと追加で申しわけございません。この小さなパッケージもアレルギー表示をきちんと。カニ由来ととても読みにくいので、こっちも含めて検討していただきたい。

○田島部会長 そうですね。アレルギー表示は、最近、非常にアレルギーが問題になっておりますので、注意しすぎてもしすぎることはない。

それでは、結論を申しますと、これも本日のところはペンディングということにさせていただきますと思います。これも、先ほどの2品と同じように部会長判断でよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○田島部会長 ありがとうございます。

《 報告書案、答申書案の確認 》

○田島部会長 それでは、3品目終わりました。報告でございますが、審議した結果、議決には至らなかったということで、次の議題にうつりたいと思います。

《 3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可） 》

○田島部会長 続いて、報告品目。すなわち規格基準型、再許可品目、これは消費者庁から御報告をいただきたいと思えます。資料は4でございます。よろしくお願ひします。

○食品表示課 資料4をごらんください。

前回の部会以降、3月26日、4月11日、5月13日、6月4日に許可いたしました品目のうち、規格基準型及び再許可の23品目について、御報告いたします。

1枚目、1番～5番でございます。申請者は株式会社マンナンライフ、商品名は「蒟蒻畑ラクラッシュりんご味・ぶどう味・マスカット味・グレープフルーツ味・桃味」です。難消化性デキストリンを関与成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

6番目、申請者は日本クラフトフーズ株式会社、商品名は「リカルデント スカッシュミント」でございます。許可番号1046号「リカルデント ソーダミント」の再許可品です。相違点は商品名となっております。

7番目、同じく日本クラフトフーズ株式会社の「リカルデント グリーンミント」でございます。許可番号1182号「リカルデント ミントウィズライム」の再許可品で、相違点は風味と商品名でございます。

2ページをごらんください。8番目、株式会社ブルボンの「充実センイココアビスケット」でございます。難消化性デキストリンを関与成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

9番目、申請者は株式会社東洋新薬。商品名は「食物繊維入り 芋葉青汁」でございます。許可番号983号「緑旨青汁」の再許可品で、相違点は商品名となっております。

10番目と11番目、同じく申請者は株式会社東洋新薬。商品名は「カルシウムたっぷり やさい青汁」と「カルシウムと野菜の青汁」でございます。許可番号1302号「おいしく彩るCa&ベジ」の再許可品となっております。相違点は商品名でございます。

12番目と13番目、同じく申請者は株式会社東洋新薬です。商品名は「八彩健茶」と「おだやか妃茶」でございます。難消化性デキストリンを関与成分とし、食後の糖の吸収を穏やかにする旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

2ページから3ページにまたがりますけれども、14番目と15番目、株式会社伊藤園の「スタイリースパークリング みかん味」と「梅味」でございます。こちらは許可番号1340号「スタイリースパークリング」の再許可品で、相違点は風味と商品名となっております。

16番目、申請者は大正製薬株式会社。商品名は「グルコケア「粉末スティック」」となっております。こちらは、許可番号1307号「緑の力茶」の再許可品で、相違点は申請者と商品名でございます。

17番目と18番目、申請者はサントリー食品インターナショナル株式会社。商品名は「ペプシスペシャル ミント」と「ペプシスペシャル レモンミント」でございます。こちらは、許可番号1368号「ペプシスペシャル」の再許可品です。相違点は風味と商品名でございます。

19 番目、申請者は株式会社東洋新薬。商品名は「血糖値が気になる方の雑穀ブレンド茶」でございます。こちらは、難消化性デキストリンを関与成分とし、糖の吸収を穏やかにする旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

20 番目、申請者はアサヒ飲料株式会社。商品名は「三ツ矢サイダー プラス」でございます。こちらは、許可番号 1317 号「三ツ矢サイダー快適生活」の再許可品で、相違点は商品名となっております。

4 ページをごらんください。21 番目、申請者は株式会社東洋新薬。商品名は「健闘膳茶」でございます。こちらは、難消化性デキストリンを関与成分とし、糖の吸収を穏やかにする旨を特定の保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

22 番目、ダイドードリンコ株式会社の「ペプチドパワーレベルケア」でございます。こちらは、許可番号 1015 号「シーペプチド」の再許可品で、相違点は申請者と商品名でございます。

最後、23 番目でございます。申請者は佐藤製薬株式会社。商品名は「プレスライフ S」でございます。これは許可番号 528 号「サトウマリンスーパー P」の再許可品で、相違点は商品名となっております。

御報告品目は以上でございます。

○田島部会長 ありがとうございます。

規格基準型と再許可品の御報告でございますが、再許可品については、風味と商品名の変更が主でございますので問題ないと思っておりますが、いかがですか。青汁というのがやはりございますけれども、同じ東洋新薬ですね。

ありがとうございます。

《 4 . 閉会 》

○田島部会長 本日の議事は以上でございます。

○事務局 3 品目の指摘事項を確認させていただきたいと思っております。

最初の「旨み豊かなしょうゆ」につきましては、大きく分けまして 2 点でございます。表示に関する件と安定性試験に関する件でございます。表示につきましては、正面に記載する事項、摂取する上での注意事項、外箱に書いてあります特定保健用食品の「旨み豊かなしょうゆ」につきましては別枠を設けるように検討をお願いする。

2 点目、「食事と一緒に十六茶 W」でございます。一つは作用機序でございます。古い論文を引用しておりますので、最新論文の知見に基づいて再考をお願いする。もう一つは、キャッチコピーに関することでございます。「Wのはたらき」につきましては、それを削除することをお願いする。

「緑で応援 キトサン大麦青汁」は、悪玉という表現はふさわしくないのではないか。カニ由来の表示につきまして、外箱では白抜きのところへ明確に記載する、また、パッケージにも記載いただくようお願いする。

以上の内容でよろしいでしょうか。

○清水委員 今、見ていて気づいたのですけれども、Wは、一覧表の58ページに、脂肪と血糖値のダブルクレームで既に2つ、Wというものがコココーラと松谷化学の製品であるので、ちょっと取扱いが難しいかなと思います。

○事務局 そうしますと、このWの件でございますけれども、キャッチコピーの「Wのはたらき」は取るということでしょうか。

○古野委員 58ページの2つは、キャッチコピーが何かついていたのですか。それも見ないとわからないですね。「健やかW」と、同じデキストリンですね。今、急には出てこないでしょうか。

○事務局 今、手元に資料がございませんので、後ほど調べさせていただきたいと思いません。

○古野委員 前は承認しておいて、今回は承認しなかったら大変ですね。

○事務局 許可品目の資料を調べましてから御報告させていただきたいと思いません。

○田島部会長 ほかにはありますか。

それでは、事務局から連絡事項をよろしくお願ひします。

○原事務局長 審議、どうもありがとうございました。

次回の部会は、8月26日（月曜日）の午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○田島部会長 それでは、本日の審議はこれにて閉会させていただきます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。